

# 大規模小売店舗の立地に関する要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。

## 第2章 事前協議

### (事前協議)

第3条 知事は、大規模小売店舗の新設又は変更（以下「新設等」という。）をしようとする者（以下「新設等予定者」という。）に対し、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の前に、知事と協議するよう求めるものとする。

2 知事は、新設等予定者が前項の協議をしようとするときは、大規模小売店舗新設等事前協議書（別記第1号様式）に新設等に係る計画の概要を記載した書類を7部添えて、知事に提出するよう求めるものとする。

## 第3章 新設又は変更の届出

### (提出部数)

第4条 省令第3条第3項に規定する届出書及び法第5条第2項により添付する書類の提出部数は、13部とする。

ただし、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第55条に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域（以下「第二種特例区域」という。）に係る提出部数は、3部とする。

2 省令第6条に規定する届出書の提出部数は、13部とする。

3 省令第7条第2項に規定する届出書及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項により添付する書類の提出部数は、13部とする。

ただし、第二種特例区域に係る提出部数は、3部とする。

4 省令第20条に規定する届出書及び法附則第5条第4項において準用する法第5条第2項により添付する書類の提出部数は、13部とする。

ただし、第二種特例区域に係る提出部数は、3部とする。

### (公告及び縦覧)

第5条 省令第5条の規定による都道府県が適切と認める方法は、鹿児島県のホームページに登載することとする。

2 法第5条第3項（法第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定によ

る縦覧は、商工労働水産部商工政策課及び新設等をする大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管区域とする別表に掲げる県の出先機関で行う。

(軽微な変更の手續)

第6条 省令第8条の規定による都道府県が認めるものは、法第6条第2項による届出をする者が軽微変更申出書(別記第2号様式)により当該届出に係る変更が軽微である旨の申出をし、知事が承認したものとする。

2 知事は、新設等予定者が省令第8条による軽微な変更の適用を受けようとするときは、新設等予定者に前項の承認を受けるよう求めるものとする。

3 第1項の軽微変更申出書の提出部数は、2部とする。

第4章 その他の届出

(廃止の届出)

第7条 省令第9条に規定する届出に係る届出書の提出部数は、2部とする。

2 省令第10条の規定により都道府県が適切と認める方法は、鹿児島県のホームページに登載することとする。

(承継の届出)

第8条 省令第19条に規定する届出書の提出部数は、2部とする。

第5章 説明会

(開催回数)

第9条 省令第11条第1項ただし書の規定により、知事は、相当数の者が説明会に参加することが必要と認めるときは、その旨及び説明会の回数を新設等予定者に通知するものとする。

(掲示による説明会)

第10条 省令第11条第2項の規定により掲示による説明会をしようとする新設等予定者は、法第6条第2項の届出と同時に、掲示による説明会申出書(別記第3号様式)を2部知事に提出し、知事の承認を受けるものとする。

2 省令第11条第2項の規定による届出等の要旨の掲示期間は、前項による承認を受けてから当該届出に係る縦覧が終了する日までとする。

(開催公告)

第11条 省令第12条第1項第3号による県が適切と認める方法は、次のとおりとする。

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込み広告に掲載すること。

(2) 新設等をする大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所で届出等の内容を掲示すること。

(開催不能の場合の措置)

第12条 省令第13条第1項による都道府県が認めるものは、新設等予定者が説明会開催不能申出書(別記第4号様式)により知事に説明会が開催できない旨の申出

をし、知事の承認を受けたものとする。

2 知事は、新設等予定者が省令第13条第1項により説明会を開催できないときは、新設等予定者に前項の承認を受けるよう求めるものとする。

3 第1項の説明会開催不能申出書の提出部数は、2部とする。

4 省令第13条第2項第3号による都道府県が適切と認める方法は、次のとおりとする。

(1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への折り込み広告に掲載すること。

(2) 新設等をする大規模小売店舗の敷地内の見やすい場所で届出等の内容を掲示すること。

(実施状況報告)

第13条 知事は、新設等予定者に対し、説明会終了後、速やかに、説明会等実施状況報告書（別記第5号様式）により報告するよう求めるものとする。

2 前項の説明会等実施状況報告書の提出部数は、2部とする。

第6章 意見

(意見書の提出)

第14条 法第8条第1項の規定により、知事が市町村から意見を聴く場合においては、意見書（別記第6号様式）により聴くものとする。

2 法第8条第2項に規定する意見書の提出は、意見書（別記第7号様式）により行うものとする。

(意見書の公告及び縦覧)

第15条 省令第14条の規定による都道府県が適切と認める方法は、鹿児島県のホームページに登載することとする。

2 法第8条第3項の規定による縦覧は、商工労働水産部商工政策課及び新設等をする大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管区域とする別表に掲げる県の出先機関において行う。

(県の意見を有しない旨の通知)

第16条 法第8条第4項の規定による意見を有しない場合の通知は、新設等予定者に書面によりするものとする。

(県の意見の公告及び縦覧)

第17条 省令第15条の規定による都道府県が適切と認める方法は、鹿児島県のホームページに登載することとする。

2 法第8条第6項の規定による縦覧は、商工労働水産部商工政策課及び新設等をする大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管区域とする別表に掲げる県の出先機関において行う。

(県の意見に対する変更届出等)

第18条 省令第16条に規定する届出書及び法第8条第8項において準用する法第5条第2項により添付する書類の提出部数は、13部とする。

- 2 法第8条第7項の規定により変更しない旨の通知を行おうとする新設等予定者は、届出事項を変更しない旨の通知書（別記第8号様式）を2部知事に提出するものとする。
- 3 省令第5条の規定により都道府県が適切と認める方法は、鹿児島県のホームページに登載することとする。
- 4 法第8条第8項の規定による縦覧は、商工労働水産部商工政策課及び新設等をする大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管区域とする別表に掲げる県の出先機関において行う。

## 第7章 勧告

### （県の勧告）

第19条 知事は、新設等予定者に対し書面により法第9条第1項の規定による勧告をする旨又は勧告をしない旨の通知を行うものとする。

### （勧告の公告）

第20条 省令第17条の規定による都道府県が適切と認める方法は、鹿児島県のホームページに登載することとする。

### （勧告に対する変更届出）

第21条 省令第18条に規定する届出書及び法第9条第5項において準用する法第5条第2項の規定による添付する書類の部数は、13部とする。

- 2 省令第5条の規定による都道府県が適切と認める方法は、鹿児島県のホームページに登載することとする。
- 3 法第9条第5項の規定による縦覧は、商工労働水産部商工政策課及び新設等をする大規模小売店舗の所在地の属する市町村を所管区域とする別表に掲げる県の出先機関において行う。

## 第8章 公表

### （公表の通知）

第22条 法第9条第7項の規定による公表は、書面によりするものとする。

### （公表の方法）

第23条 法第9条第7項の規定による公表は、鹿児島県のホームページに登載するほか、知事が認める方法で行うものとする。

### （報告等）

第24条 法第14条第1項の規定により報告を求められた新設等予定者は、報告書（別記第9号様式）を2部知事に提出するものとする。

- 2 知事は、この要綱の実施に関し必要があると認めるときは、新設等予定者に対し報告を求めることができる。

### （雑則）

第25条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定

める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前にされた第5条第2項の規定による縦覧については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の大規模小売店舗の立地に関する要綱により作成された様式は、平成21年9月30日までは、なお、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

別表 県の出先機関（第5, 15, 17, 18, 21条関係）

- 1 南薩地域振興局総務企画部
- 2 北薩地域振興局総務企画部
- 3 始良・伊佐地域振興局総務企画部
- 4 大隅地域振興局総務企画部
- 5 熊毛支庁総務企画部
- 6 熊毛支庁屋久島事務所
- 7 大島支庁総務企画部
- 8 大島支庁瀬戸内事務所
- 9 大島支庁喜界事務所
- 10 大島支庁徳之島事務所
- 11 大島支庁沖永良部事務所

別記

第1号様式（第3条関係）

## 大規模小売店舗新設等事前協議書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設等下記のとおり計画していますので、大規模小売店舗の立地に関する要綱第3条第2項の規定により提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 出店（変更）計画の概要  
別紙のとおり

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 2 別紙とは、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合も含む。）の規定による届出書及び添付書類に準じます。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

軽微変更申出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく変更の届出（ 年 月 日）について、同法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として承認を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 変更予定年月日
- 4 変更する理由
- 5 軽微な変更該当する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 2 ※印の項は記載しないでください。
  - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。
  - 4 県によっては運用により、法に基づく変更の届出を行う前に本申出書を提出する場合がありますので、その場合は本文中の届出日については、届出予定の日付を記載してください。



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

掲示による説明会申出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく変更の届出（ 年 月 日）に関し、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることを承認されるよう、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更する事項  
（変更前）  
（変更後）
- 3 変更予定年月日
- 4 当該変更が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由
- 5 届出事項等の掲示期間及び掲示場所

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 ※印の項は記載しないでください。

3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能申出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

年 月 日の公告に係る説明会の開催について、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会開催予定年月日及び場所
- 3 説明会を開催することができない事由
- 4 届出等の内容の周知方法

- (備考) 1 説明会を開催することができない事由の発生を証する資料を添付してください。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
- 3 ※印の項は記載しないでください。
- 4 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会等実施状況報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する説明会等の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

項 目		内 容	
大規模小売店舗の名称			
大規模小売店舗の所在地			
説 明 会	開催の周知（方法・内容・時期）		
	第1回	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分
		開催場所	
		説明者（設置者側出席者）	
		出席者	名（別添出席者名簿のとおり）
		議事の概要	
		陳述意見・質疑	
		応答内容	
	第2回	（同上）	
第3回	（同上）		
説明会未実施の場合の代替措置	代替措置の概要		
	代替措置の実施日		
その他特記事項			

（備考） 1 法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合、又は、法施行規則第11条第2項の規定に基づき、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることの承認を受けた場合は、「説明会未実施の場合の代替措置」欄に説明会の代替措置の概要及び代替措置の実施日について、記載してください。なお、法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合は、「説明会」欄についても実施予定であった説明会の概要について可能な限り記載してください。

2 下記の資料を添付してください。

(1) 説明会で配布した資料

(2) 説明会の開催公告（代替措置実施の場合は、届出等の要旨の掲載）を行った媒体の写し

※市町村の公報又は広報誌、新聞紙、チラシ、出店予定地等に設置した掲示板の写真等

(3) その他知事が必要と認めるもの

※県によっては、新聞掲載（折込）を実施したことが確認できる資料として、新聞配達地区別配布枚数の一覧、配布範囲を示した図面及び配布費用に係る領収書又は請求書の写し等が必要なところもありますので、事前にご確認ください。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

4 ※印の項は記載しないでください。

5 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

(別添)

地元説明会参加者一覧表

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 地元説明会開催日時及び開催場所

開催日時                      年    月    日 ( )                      :                      ~

開催場所

3 地元説明会参加者

氏                      名	住                      所

\* 地元説明会参加者の方へ

氏名欄, 住所欄への記入は任意ですので, 記入されなくても構いません。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

意見書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

市 町 村 長

年 月 日付け 第 号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見

※大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」について、「指針」に基づき意見を記載してください。

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 2 ※印の項は記載しないでください。
  - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 意見書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名  
住所・所在地

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

### 2 意見

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- (4) 防災・防犯対策への協力
- (5) 騒音の発生に係る事項
- (6) 廃棄物に係る事項等
- (7) 街並みづくり等への配慮等
- (8) その他

### 3 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名、住所・所在地の公表（公告・縦覧）について（どちらかに○印をつけてください。）

- ・公表してもよい
- ・公表してほしくない

#### ○意見書の記載及び提出について

- 1 日本語で記載してください。
- 2 意見を述べるにあたっては、その理由を記載してください。
- 3 述べられた意見については、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定に基づき、その概要を県の方で公告するとともに、提出された意見書を縦覧に供します。
- 4 意見書の提出は、届出の公告の日から4月以内となっていますので、提出期限にご注意ください。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 ※印の項は記載しないでください。

3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

年 月 日付け 第 号で通知のあった大規模小売店舗立地法第8条第4項に基づく意見に対し、届出事項の変更は行わないこととしたので、同法同条第7項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

- （備考）
- 1 変更しない理由に関する資料を添付してください。
  - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 3 ※印の項は記載しないでください。



第9号様式（第24条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 報 告 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第14条第1項の規定により 年 月 日付けで報告を求められた事項  
について、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告する事項及び内容

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。  
2 ※印の項は記載しないでください。